

## 佐賀県告示第 171 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により次のとおり、都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和 6 年 8 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 施行者の名称

武雄市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

武雄都市計画下水道事業 武雄市公共下水道

### 3 事業施行期間

平成 16 年 6 月 14 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

平成 16 年佐賀県告示第 436 号、平成 22 年佐賀県告示第 320 号、平成 27 年佐賀県告示第 283 号、平成 28 年佐賀県告示第 260 号及び令和 2 年佐賀県告示第 14 号の事業地に、武雄市武雄町大字富岡字竹ノ下及び字楠町並びに大字武雄字小路、字迎田、字尾ノ上及び字馬場崎を加える。